

卸売市場法について

豊明花き株式会社 代表取締役

福永哲也

卸売市場法改正に至るまで

平成28年10月6日に内閣府規制改革推進会議より卸売市場法を廃止するよう提言がありました。卸売市場を無くすのかと大騒ぎになりましたが、これを受けて業界や関係機関との間で様々な検証と議論が重ねられて、最終的に卸売市場法は廃止せずに改正することとなり、平成30年6月15日に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律として成立し、6月22日に公布されました。

移行準備期間を経て、令和2年6月21日から改正した卸売市場法が施行されることとなります。

卸売市場法の制定

卸売市場法の制定は大正時代にまでさかのぼります。米騒動など、当時は食料品の供給が不安定なうえ、売り惜しみや買い占めを通じて価格のつり上げが横行し、国民生活に混乱が生じていました。そこで国は大正12年に中央卸売市場法を制定し、中央卸売市場の開設と卸売業者の業務を許認可制として、取引にも厳格な規制を課しました。また、昭和46年に中央卸売市場法を基礎として、地方卸売市場に対する規制を追加して、現行の卸売市場法が制定されました。卸売市場法では立場の異なる卸売業者と仲卸業者を対置させて、競売または入札によって価格を決めることを原則とし、卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外のものに卸売（第三者販売）することや、仲卸業者が卸売業者以外から買入れて（直荷引き）販売することを原則として禁止しました。また取引する物品が必ずあることを確認するために、卸売市場に持ち込んで取引を行う、商物一致の原則が課せられました。

このように「生鮮食料品等」の取引については、法を定めて卸売市場を整備し、国や都道府県の監督のもと公正かつ円滑に進められてきました。

さて、花きは食料品ではありませんが、昭和46年に卸売市場法が制定されたときに、「生鮮食料品等」とは「野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品、その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその

他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜産物で政令で定めるものをいう」と定義されました。

以来、花き流通は卸売市場法のもと「生鮮食料品等」として食品流通のなかに組み込まれることとなりました。

卸売市場法改正の背景

その後、売り手と買い手の情報格差がなくなり、売り惜しみなどによる価格つり上げがしにくい環境になっているほか、小売業の大規模化に伴い、買い手の交渉力が高まっている取引環境にあり、市場外流通が拡大しました。食品流通においては、加工食品や外食の需要の拡大、契約取引、通信販売、産地直売等、流通の多様化が進みました。こうした状況変化に対応して、生鮮食料品等の取引を卸売市場法で定める規制のもとで行うのではなく、卸売市場において創意工夫を生かした取組の促進、物流コストの削減、品質、衛生管理の強化などの流通の合理化、取引の適正化を図ることが必要となりました。

どのように変わるのか？

旧法では83条あった条文数が改正法では19条となり、国が関わることと、卸売市場として遵守すべきことを絞り込みました。

国が卸売市場の整備計画を定めることから始まっていたものを、卸売市場に関する基本方針を定めることにのみ改正しました。

そして遵守すべき事項として

- ① 売買取引の方法の公表
- ② 差別的取扱いの禁止
- ③ 受託拒否の禁止（中央卸売市場のみ）
- ④ 代金決済ルールの策定・公表
- ⑤ 取引条件の公表
- ⑥ 取引結果の公表
- ⑦ その他の取引ルールの公表

として、それ以外のことについては卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続きを踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることにしました。

今までは国が策定した卸売市場計画に基づき、中央卸売市場は農林水産大臣が許可、地方卸売市場は都道府県知事が認可して卸売市場を開設していました。

これからは①から⑥までの共通取引ルールを遵守し、施設などの定められた条件をクリアしていれば、中央卸売市場は農林水産大臣が、地方卸売市場は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督をすることになります。

つまり許認可制から認定制へ移行することになります。したがって現在の卸売市場はすべて令和元年12月21日から受付が開始される中央卸売市場及び地方卸売市場の認定申請を行い、令和2年6月21日までに、あらたに認定を受けてから業務を行うことになります。

卸売市場の開設や遵守事項としての部分は、改正卸売市場法で行政の関与する部分を少なくし、卸売市場ごとの取り決めて、今まで法的に出来なかつたことが出来るようになります。

参考資料として農林水産省のサイトに公開されている「卸売市場法改正により期待されるビジネスモデル」を文末に添付します。

もう一つの法律

卸売市場に限らず、流通の多様化に伴う、法の改正ですから、拠点たる市場の在り方だけでは食品流通の合理化を進めることは困難です。

今回の法改正は「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」として成立しています。

食品流通構造改善促進法で農林水産大臣は次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定めるとしています。

- ①流通の効率化
- ②情報通信技術等の利用
- ③品質・衛生管理の高度化
- ④国内外の需要への対応

この基本方針に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定するとあります。

つまり、「卸売市場は食品等の流通の合理化を図る事業を計画して、実行していきなさいよ」ということ

です。なお、この法律はすでに施行されています。

参考資料として農林水産省のサイトに公開されている「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の概要」を文末に添付します。

今後の卸売市場

「決められた範囲のこと以外は行ってはいけませんよ」から、「遵守事項を守りながら流通の合理化と取引の適正化につながることを卸売市場が考えて行いなさい」に変わるわけです。

全国一律であった卸売市場の業務が、地域性や規模などにおいて、卸売市場ごとに異なる状況が生まれてくると思います。

「卸売市場を食品流通の拠点として整備したので、そこを利用しましょう」ではなく、卸売市場の今日までのリソースを生かしながら、どのような事業で流通の合理化と取引の適正化を図ることが出来るのか、真価を問われることとなります。

頁数の制限により割愛しますが、卸売市場法改正に関する各種書類が農林水産省サイトにて公開されています。特に下記3点を参照してください。

卸売市場に関する基本方針

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/pdf/index-42.pdf>

卸売市場法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/pdf/sinkyu.pdf>

改正卸売市場法関係法令三段表

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/attach/pdf/index-108.pdf>

参考資料

『改正卸売市場法の解析と展開方向』

細川 允史（著） 筑波書房

農林水産省概要ページ

(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sijyo/info/#seido>)

(参考) 卸売市場法改正により期待されるビジネスモデル

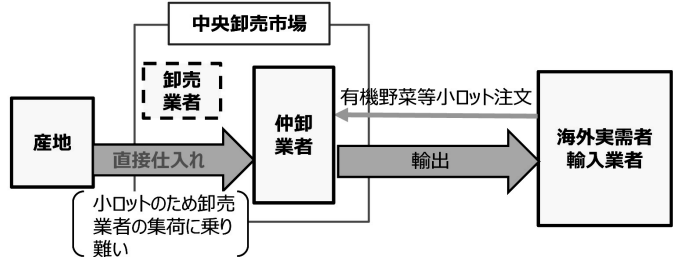
1. 輸出促進

輸出のための品揃えの充実と販路拡大

- 海外市場のニーズに合った有機野菜等のこだわり農産物を、仲卸業者が産地から直接仕入れて輸出。

《現行》
仲卸業者による産地からの直接集荷（直荷引き）は原則禁止。

《改正》
国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに設定可能に。



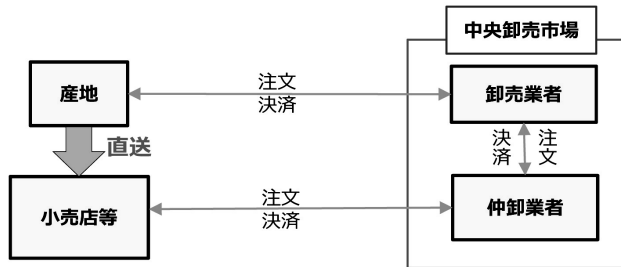
2. 産地直送

輸送時間の短縮による鮮度保持・物流の効率化

- 代金決済（取引）は産地→卸売市場→小売店。農産物は産地→小売店へ直送。

《現行》
農産物は卸売市場に持ち込んで取引すること（商物一致）が原則。

《改正》
国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに設定可能に。



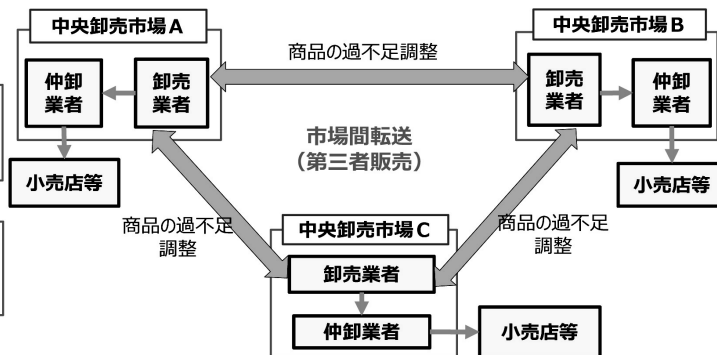
3. 市場間ネットワーク

他市場への転送等の効率化

- 各卸売市場での需給の状況に応じて市場間で農産物の過不足を迅速かつ柔軟に調整。

《現行》
卸売業者による同一市場内の仲卸業者以外（第三者）への卸売は原則禁止。

《改正》
国一律の規制は廃止し、卸売市場ごとに設定可能に。



卸売市場法及び食品流通構造改善促進法 の一部を改正する法律の概要

背景

- 食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要。今後も食品流通の核として堅持。
- 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立していくことが重要。
- このような観点から、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進。

法律の概要

1 卸売市場法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた卸売市場に関する基本方針を定める。
(第3条)
- [・業務の運営に関する事項 ・施設に関する事項 ・その他重要事項]
- (2) 基本方針等に即し、生鮮食料品等の公正な取引の場として、①から⑥の共通の取引ルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定・公表し、指導・検査監督する。(第4条から第14条まで)
- | | |
|---------------------|-------------------|
| ① 売買取引の方法の公表 | ⑤ 取引条件の公表 |
| ② 差別的取扱いの禁止 | ⑥ 取引結果の公表 |
| ③ 受託拒否の禁止(中央卸売市場のみ) | ⑦ その他の取引ルールの公表(※) |
| ④ 代金決済ルールの策定・公表 | |
- ※ 第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等。卸売市場ごとに、関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、共通の取引ルールに反しない範囲において定めることができる。
- (3) 国は、2(2)の食品等流通合理化計画に従って行われる中央卸売市場の整備に対し、予算の範囲内において、その費用の4/10以内を補助できる。(第16条)

2 食品流通構造改善促進法の改正

- (1) 農林水産大臣は、次の事項を定めた食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。(第4条)
- [・流通の効率化 ・品質・衛生管理の高度化]
[・情報通信技術等の利用 ・国内外の需要への対応]
- (2) 農林水産大臣は、基本方針等に即し、食品等の流通の合理化を図る事業に関する計画を認定する。(第5条)
- (3) 認定を受けた者は、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の出資等の支援を受けることができる。(第7条から第26条まで)
- (4) 農林水産大臣は、食品等の取引状況について定期的な調査を行い、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じ、不公正な取引方法があると思料する場合には公正取引委員会に通知する。(第27条から第29条まで)

※上記の改正に伴い、題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。